

平成29年5月2日

国土交通省  
住宅局長 由木 文彦 殿

東京都千代田区神田須田町1-20 東京製麺会館3階  
NPO法人 全国マンション管理組合連合会  
会長 川上 湛永

### マンションにおける「民泊問題」に関する要望

日頃、私たちマンション管理組合の運営につき、お心配りをいただき感謝申し上げます。

さて、ここ数年、マンションにおける違法（ヤミ）民泊が横行し、分譲マンション管理組合は、騒音・ゴミ出しの規則違反・セキュリティ破りなど日常的に生活が乱されており困惑しております。

積極的な管理組合では、当事者に止めるよう申し入れ、管理規約に明文で「民泊禁止」を定め、マンション入口に数か国語で「民泊禁止」の看板を掲げています。それでも「違法民泊」はあとをたちません。

現在、合法的な民泊として、①簡易宿所の営業許可取得、②国家戦略特区内の条例に基づく民泊、③イベント民泊の3種類があります。さらに、④「住宅宿泊事業法（民泊新法）」が閣議決定され、6月中旬までに、新法が成立する運びで、マンション内の民泊が今後、増えることが見込まれます。

違法民泊はもとより、これら4種類の合法民泊につきまして、分譲マンションにおいて、次のように取り扱われるよう、関係省庁に働きかけていただくと同時に、国土交通省としても「通知」などにより対処されるよう強く要望いたします。

1. 民泊を禁止しているマンションについては、営業許可を出さないことを徹底していただきたい。
2. 民泊禁止等を理事会決議、もしくは総会等で、管理規約で明確化することに取り組む管理組合への支援をお願いしたい。
3. 「違法民泊」等の1本化された通報窓口の開設をお願いしたい。

なお、参考までに観光庁が出している事務連絡「イベント民泊ガイドラインについて」の中に「マンション管理規約に違反しないこと」さらにQ&AのA15では「分譲マンションの場合、通常はマンションの管理規約等で用途を制限しておりますので、管理規約等を確認いただく必要があります。」と記載されています。

以上